

平成22年第5回砂川市議会臨時会

平成22年11月29日（月曜日）第1号

○議事日程

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について

日程第 4 議案第 3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

沢田 広志議員

増田 吉章議員

議事日程報告

日程第 2 会期の決定

自 11月29日 1日間

至 11月29日

日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について

日程第 4 議案第 3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

(日程追加)

意見案第1号 TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書について

○出席議員（14名）

議長 北谷文夫君
 議員 矢野裕司君
 増田吉章君
 中江清美君
 一ノ瀬弘昭君
 土田政己君
 小黒弘君

副議長 東英男君
 議員 武田圭介君
 飯澤明彦君
 吉浦やす子君
 尾崎静夫君
 辻勲君
 沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長	柴田良一
砂川市監査委員	奥山昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小原幸二
市立病院長	小熊豊
総務部長 兼会計管理者	角丸誠一
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
建設部審議監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事	務	局	長	河	端	一	寿
事	務	局	次	加	茂	和	夫
庶	務	係	長	佐	々	純	人
議	事	係	長	石	川	早	苗

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成22年第5回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、沢田広志議員及び増田吉章議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、11月29日の1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 北谷文夫君 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている損害賠償金の額の決定について、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

裏面をお開きいただきたいと思います。専決処分の内容であります。市の管理する樹木の倒木事故により車両2台、店舗併用住宅1軒に損害を与えたため、損害賠償金を下記のとおり定め支払いをしたものであります。

事故発生年月日は、平成22年9月22日水曜日午後2時30分ごろ。

事故発生場所は、砂川市西1条北2丁目、市道北2丁目通りでございます。

事故の概要は、市道西1条北通りの樹木、アカシア樹高10メートル程度が根元に枯れ死部分があったため突風により倒れ、市道北2丁目通りに駐車していた車両2台と倒れた際にNTT電話線を巻き込んで倒れたため電話線の接続先の家屋外壁に損傷を与えた事故でございます。

車両損害について、1台目の相手方住所氏名は記載のとおりであります。

相手方車両名は、スズキアルト、札幌〇〇〇〇〇〇〇。

示談年月日は、平成22年10月8日。

賠償金は、47万9,073円。

支払い先は記載のとおりであり、支払い期日は平成22年10月18日。

共済金は、47万9,073円であります。

車両損害の2台目について、相手方住所氏名は記載のとおりであります。

相手方車両名は、スズキラパン、札幌〇〇〇〇〇〇〇。

示談年月日は平成22年11月4日で、賠償金は15万8,310円。

支払い先は記載のとおりであり、支払い期日は平成22年11月12日。

共済金は、15万8,310円あります。

次に、家屋外壁損害について、相手方住所氏名は記載のとおりであります。

相手方家屋は、店舗併用住宅。

示談年月日は平成22年10月14日で、賠償金は1万2,600円。

支払い先は記載のとおりであり、支払い期日は平成22年10月22日。

共済金は、1万2,600円あります。

以上、3件の賠償金合計は64万9,983円であり、同額の64万9,983円が全市有物件災害共済会から共済金として補てんされたところでございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） 専決処分関係につきましてお伺いしたいなというふうに思っています。

かねてから私一般質問等々でこういった樹木の管理等々につきまして適正な管理をしていただきたいということで一般質問してきております。9月の議会のときもどのような管理をしていくのだという部分を含めながら、枯れた木がそのまま立っているよということも含めながら質問した経過があります。

今回の事故というのは、根元部分に枯れた部分がありまして、突風によって倒れてしまったということで、車両あるいは店舗ということで被害を与えてしまったということなのですけれども、今回のこの事故を見ながら、次こういうことにならないような取り組みと

というのがやっぱり必要なのだと思うのです。それなので、いま一度今回の事故に至ったその経過、どういった部分に問題があったのかということきちっと把握していかなければならないのだというふうに思うのです。なので、その辺のところをまず最初にどのようにとらまえておられるのか、お伺いしたいなというふうに思います。

まず、1回目はその辺でお願いします。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 今回の倒木したアカシアは、古くから自生していた木を街路樹として管理、保存をしていたものでございまして、街路樹として植樹をしたものではなかったものでございます。根元の幹の内部に枯れ死部分があって、突風により倒木をしたということでございます。枯れ木や枯れ枝につきましては、道路パトロールですとか市民の方々からの通報ですとか、そういった場合や樹木の剪定時等々に発見した場合に剪定を行ってきているわけですが、今回のケースは幹の内部に枯れ死部分があったということで、葉っぱの状況等々には異常がなかったというようなことから事前に発見できなかったということであります。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 今回倒れてしまったこの木は、ただいまのご説明によれば、ご答弁によれば古くから自生していたものをそのまま街路樹として管理しているということで、これたしか砂川市全体の街路樹はたしか6,600本あたりでしたけれども、古くから自生していた、これも一応管理本数には入っているのだらうなというふうに僕ちょっと思っているのですけれども、その辺の確認をしたいのと、これは木の内部のほうに、いわゆる枯れた部分、腐食した部分というのでしょうか、そういうものがあって突風で倒れたということなのだろうと思うのですけれども、そういったことで外観からは把握できなかったというようなご答弁だったと思うのですけれども、仕方なかったというふうに考えるのか、それとも今回は仕方なかったのだと思うのですけれども、こういうケースが今まではなかったのだらうなというふうにちょっと思っているのですけれども、突風で倒れるような感じになっていれば結構ぐらぐらはするはずなのです。何もしないと、びっと立っていれば突風では倒れることではないと思うのです。その辺も今後こういった事故を起こさないようなためにもパトロールのときにも、私が一般質問でもちょっとしつこいですけれども、指摘した枯れたまま立っているよという部分も、それはもう目で見てわかることなのだけれども、こういった部分を、例えば外観で判断できないのであれば、そのときにちょっと揺すってみるとか、普通ちっちゃい木でも揺すって動くものではないのです、余り。ですから、弱っているものというのはやはり、私も揺すってみて確認したりもしたことがありますけれども、やはりそういった枯れぎみなやつとといいますか、何かしらの異常があるものは大体は把握できるのだらうなというふうに思うのですから、その辺もきちっとパトロールなんかのときにも何かの機会にやっていただかなければ、また特に砂川市の場合

6, 600本も管理している本数も本数なので、ですから大変なのだろうと思うのだけれども、それだけの本数があるだけに、次またこういう事故が起きないとも限らないものですから、せっかく緑豊かな公園都市ということでほかの自治体よりも緑が豊かだということで市民にも喜ばれているというような部分も私もお聞きしておりますので、適切な管理をやはりしていただければなというふうに思っております。その辺の考え方を再度お伺いして終わります。

以上です。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君 まず、今回の自生していたものを管理戸数の6, 600本に入れているのかということですが、これは6, 600本の中に含めて管理をしているものでございます。今回と同様な古くから自生をしていたというようなアカシアだけでも20本程度ございますけれども、そういったものも6, 600本の中に含めてこれまでご報告しているものでございます。

それから、まず事故後に、いわゆる専門業者の協力をいただきまして、いわゆる樹齢の古いもの、あるいは高木となって成長しているもの、こういったものを中心に500本余りを緊急に調査をいたしました。調査の結果、特に問題があるというものはなかったところでございます。しかし、湖岸通りのポプラの木、これが非常に大きく成長しておりますので、これは次年度以降に剪定の計画をしておったのですが、前倒して剪定をしたということでございます。

それで、こういった内部の枯れ死ということについても何らかの兆候が外部に出てくるようであります。それは、専門業者のお話ですけれども、そういったことでございますので、特に古くから自生をしていたもの、こういったものについては今後いわゆる定期的に枯れ死部分があるかないか、そんなことにも着目した調査、こういったものをしていく必要があるというふうに考えてございますし、樹高の高くなっているものについてはやはり計画的な剪定、こういったことも計画していこうということで今内部で検討しているところでございます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 もうこれ以上深く掘り下げていくと、ちょっと一般質問になってしまうので、もうこれ以上お伺いしませんけれども、いずれにしても事故後500本程度ですか、今のご答弁によれば総点検をしてみたよと。また、その結果としては問題はなかったのだということで、今後についても適正な調査等々も行っていきたいということなので、私も次はこういうことは余り想定されないのだろうなというふうに思っておりますので、ちょっと安心した気持ちになっております。

いずれにしても、やはり砂川はこういった緑豊かな環境ということで全国的にももう知れ渡っていて、すごくいい環境で過ごせるというものであります。ただ、こういった事故

になってしまえば、せっかく一生懸命皆さんの手で作り上げてきたものがかえって逆手をとるような形でこういう残念なことになるというのは、やはり最悪のあつてはならないことなのだろうなというふうにちょっと思っているものですから、私も一般質問で言ったのも、結局はそういったものが後々お荷物になっていくようなものであればやっぱり調子悪いらうということ、きちっとした維持管理をしていかなければならないですよという意味だったのです。何も私、緑嫌いでそうやって言っているわけでも何でもなくて、こういったことを恐れてそうやって質問したわけで、今後については調査等々も行ってただけということなので私も安心しておりますので、もし私も何か気づいた点があれば、情報提供等々もしたいかなというふうに思っておりますので、ともにと言ったらちょっと語弊があるのかもしれませんが、今後の取り組みにもまた十分一生懸命やっていただければなということをご期待申し上げます。

以上です。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第4 議案第3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 北谷文夫君 日程第4、議案第3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 議案第3号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額及び期末手当等を改定するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、15ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が改正後となっております。第1条は、砂

川市職員諸給与条例の一部改正で、第33条第1項は12月に支給する期末手当の支給の額について100分の150とあるのは100分の15引き下げ100分の135とするものであり、第2項は再任用職員の12月に支給する期末手当の支給の額について100分の85とあるのは100分の5引き下げ100分の80とするものであります。

第36条第1項は、勤勉手当の支給の額について100分の70とあるのは100分の5引き下げ100分の65とするものであり、第2項は再任用職員の12月に支給する勤勉手当の支給の額について100分の35とあるのは100分の5引き下げ100分の30とするものであります。

附則第8項は、平成22年12月1日から当分の間における再任用職員を除く行政職給料表、医療職給料表2表、医療職給料表3表適用職員のうち職務の級が6級以上の職員の給料月額を55歳に達した日後における最初の4月1日以降に第3条に定める給料表により決定された額に100分の98.5を乗じて得た額とするものであります。ただし、平成22年12月1日から当分の間において離職する職員の当該離職日における給料月額は100分の98.5を乗じる前の額とするものであります。

第9項は、平成18年の砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例、附則第5項の規定による給料の切りかえに伴う現給保障の適用を受けている職員の平成22年12月以降の給料月額を同項の適用後の給料月額に100分の99.59を乗じて得た額とするものであります。ただし、附則第8項の適用を受ける職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とするものであります。

別表の第2の2、第4及び第5の給料表の改正であります。5ページから13ページが改正後の給料表となっております。職員に対する影響は、行政職給料表で平均0.24%、747円の引き下げ、行政職別表で平均0.07%、200円の引き下げ、医療職2表で平均0.17%、456円の引き下げ、医療職3表で平均0.12%、341円の引き下げとなり、砂川市平均では0.14%、451円の引き下げになっております。なお、医療職1表につきましては、改正を行っておりません。

第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正で、第33条第1項は6月に支給する期末手当の支給の額について100分の125とあるのは100分の2.5引き下げ100分の122.5とし、第1条で改正した12月に支給する期末手当の支給の額について100分の135とあるのは100分の2.5引き上げ100分の137.5とするものであります。

第36条第1項は、第1条で改正した勤勉手当の支給の額について100分の65とあるのは100分の2.5引き上げ100分の67.5とするものであり、第2項は再任用職員の勤勉手当の支給の額について6月支給分100分の35を100分の2.5引き下げ、第1条で改正した12月支給分100分の30を100分の2.5引き上げ、6月支給分、12月支給分についてそれぞれ100分の32.5とするものであります。

附則第1項は施行期日であり、この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行するものであります。

第2項は、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置で、第1条の規定による改正後の砂川市職員諸給与条例第33条第1項及び第4項または第40条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額から第1号及び第2号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とするもので、この場合において調整額が基準額以上となるときは期末手当は支給しないこととするものであります。

第1号は、平成22年4月1日または同月2日から同年12月1日までの間に新たな職員となった者にあつては、新たな職員となった日において次の表に定める給料表に該当する職員及び医療職給料表1表の適用を受ける職員を除き減額改定対象職員となる者の受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額とするものであります。この場合において、同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、または減額改定対象職員以外の職員であった期間の月数は、その月数を減じるものとするものであります。

第2号は、平成22年6月1日において減額改定対象職員へ同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額とするものであります。

第3項は、平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読みかえ規定であり、新条例附則第8項の規定の適用について、同項中当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日とあるのは砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の施行日と、55歳に達した日後における最初の4月1日後とあるのは同日後と読みかえるものであります。

なお、給料表の詳細につきましては、21ページから附属説明資料ナンバー2として、現行給料と改定後給料の比較表を添付いたしておりますし、49ページの附属説明資料ナンバー3では会計別、級別の改定状況調べを添付しておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第1号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が改正後となっております。第1条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正で、12月に支給す

る期末手当の支給の額について、在職6カ月の100分の220とあるのは100分の20引き下げ100分の200と、在職3カ月以上6カ月未満の100分の110とあるのは100分の10引き下げ100分の100と、在職3カ月未満の100分の57とあるのは100分の5引き下げ100分の52とするものであります。

第2条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正で、6月に支給する期末手当の支給の額について在職6カ月の100分の195とあるのは100分の5引き下げ100分の190と、在職3カ月以上6カ月未満の100分の98とあるのは100分の3引き下げ100分の95と、在職3カ月未満の100分の51とあるのは100分の1引き下げ100分の50に、12月に支給する期末手当の支給の額について在職6カ月の100分の200とあるのは100分の5引き上げ100分の205と、在職3カ月以上6カ月未満の100分の100とあるのは100分の3引き上げ100分の103と、在職3カ月未満の100分の52とあるのは100分の1引き上げ100分の53とするものであります。

附則として、この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第2号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長の期末手当を改定するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が改正後となっております。第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正で12月に支給する期末手当の支給の額について100分の220とあるのは100分の20引き下げ100分の200とするものであります。

第2条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、6月に支給する期末手当の支給の額について100分の195とあるのは100分の5引き下げ100分の190に、12月に支給する期末手当の支給の額について100分の200とあるのは100分の5引き上げ100分の205とするものであります。

附則として、この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行するものであります。

なお、教育委員会教育長の期末手当につきましては、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第4条において本条例第4条の規定を準用するものと規定されているところであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで各議案に対する質疑を終わります。

続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

◎日程の追加

○議長 北谷文夫君 意見案第1号 TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書についてが提出されています。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、議題にしたいと思えます。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、意見案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 意見案第1号 TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書について

○議長 北谷文夫君 意見案第1号 TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） 意見案第1号 TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書について、提案説明をさせていただきます。

なお、意見書の本文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

TPP交渉への参加を行わないよう求める意見書

世界的に食料需要が増大し食料輸出国における輸出規制などにより、食料供給に不安定要素が増す中で、国は本年3月に策定した新しい基本計画において、我が国の食料自給率を50%に引き上げることとし、また、先日開催されたAPEC食料安全保障担当大臣会合は「地域内の食料増大等を図り、世界的な食料不足に柔軟に対応できる不安のない食生活を保障していく」ことを宣言した。

北海道農業は我が国最大の食料供給地域として、米、小麦、バレイショ、てん菜、酪農等を中心に、専門的な経営を主体に良質な農産物を安定供給してきており、本道水産業においても全国の約2割弱を生産するなど、国民への食料安定供給を図り、食料自給率の向上に寄与している。

さらに、食料加工や流通、観光等の多くの産業と密接に結びつき、本道経済・社会を支える地域の基幹産業として大きな役割を果たしていることから、次代を担う子供たちに、北海道農水産業・農漁村を貴重な財産として引き継いでいくことが求められている。

しかしながら、我が国が参加を検討しているTPP（環太平洋パートナーシップ協定）は、原則100%関税撤廃とされており、我が国農業と比べ生産規模が極めて大きい米国や豪州などを含む複数国との交渉となることから、高いハードルが課せられる交渉環境にあり、仮に重要品目の関税撤廃の例外措置が認められない場合、本道の農業生産額は5563億円失われ、本道の販売農家全戸数の7割を超える3万3000戸の農家の営農が困難になるばかりでなく、17万人の雇用が消失するなど、その経済的影響額は2兆100

0億円を超えると試算されており、このほかに漁業生産額にも500億円を超える影響が予想され、地域社会の崩壊さえ懸念されている。

よって、国においては、食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも、「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、本道地域社会や経済・雇用に甚大な影響を与えかねず、時期尚早とも言われているTPP交渉への参加を行わないよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加は行わないこと。
 - 2 EPA・FTA等あらゆる国際交渉においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目並びに主要水産物を関税撤廃の対象から除外すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年11月29日

北海道砂川市議会

提出先につきましては、記載のとおりであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で日程のすべてを終了いたしました。

これで平成22年第5回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年11月29日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員